

堺市民芸術文化ホール建設工事（その２）技術提案審査委員会要綱

（設置）

第1条 堺市民芸術文化ホール建設工事（その２）に係る技術提案（施工方法等の変更に関する提案で経費の縮減を伴うものをいい、単なる単価の引下げ、工期の短縮等に関する提案を含まないものをいう。次条において同じ。）について適正かつ公正な審査を行うため、堺市民芸術文化ホール建設工事（その２）技術提案審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

（1）技術提案の認定に関する事項

（2）技術提案によって示された施工方法等の変更に伴って縮減される経費の額の査定に関する事項

（組織）

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員（以下これらを「委員等」という。）をもって組織する。

2 委員長は建築部長の職にある者を、副委員長は文化部長（施設整備担当）の職にある者をもって充てる。

3 委員は、建築部長が指名する文化課参事（施設整備担当）、建築課長及び設備課長の職にある者をもって充てる。

（職務）

第4条 委員長は、委員会を代表し、議事その他の会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

（会議）

第5条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員等の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員等（議長を除く。）の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

（意見の聴取等）

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、学識経験者、技術提案を行った者、堺市民芸術文化ホールの設計者その他議事に関係のある者の出席を求め、その意見又は説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（報告）

第7条 委員会は、審査の結果を市長に報告するものとする。

（庶務）

第8条 委員会の庶務は、建築監理課において行う。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成28年1月20日から施行する。

（この要綱の失効）

2 この要綱は、平成29年3月31日限り、その効力を失う。